

取得費不明の宅地に関する調査報告書業務のご案内

取得費不明の宅地でお困りではありませんか？

取得費不明の宅地に関する調査報告書とは、不動産鑑定士によって、**近似値の取得費を合理的に算定**するものです。

なお、一般財団法人日本不動産研究所が公表している「**市街地価格指数**」を用いて、市場価格を反映した近似値の取得費を計算している採決事例（平成 12 年 11 月 16 日採決）もあります。一方で、「**市街地価格指数**」は、個別の宅地価格の変動状況を直接的に示すものではないとする採決事例（平成 26 年 3 月 4 日採決）もありますので、必ずしも万能とは言えません。

当事務所では、「**市街地価格指数**」が認められた採決事例（平成 12 年 11 月 16 日採決）の内容も踏まえ、公的地価評価である地価公示価格などの変動率を基に**市場価格を反映した近似値の取得費を合理的に算定**いたします。

対象不動産の場所、売却価格、取得時期が分かる資料（具体的には、売却時の売買契約書、重要事項説明書、土地全部事項証明書など）をご用意いただければ、一定の幅での概算取得費見込額と見積書をご提示いたします。

この段階までは、無料にて対応いたしますので、お気軽にご相談ください。